

くらしの
Be careful!
シグナル

突然の「もうけ話」に注意!!

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

悪質業者はあなたを狙っています

突然のもうけ話に後でだまされたと気づいても、一度相手に渡ったお金は、多くの場合戻ってきません。大切な財産を守るため、不意の勧誘を受けたときにどのように対処すべきかを、普段から考えておくようにしましょう。

緊急警報!! 「悪質な点検商法」

ある日突然「床下の点検に伺う」という電話の後に来訪し、高額な床下カビ取りやシロアリ消毒などを契約させ、断るとガソリン代などを請求するとうい、たいへん悪質な業者がいます。主に高齢者が狙われており、先月からこの被害相談が急増しています。

頼んでいない業者の勧誘はきっぱり断り、直ちに市消費生活センターまたは最寄りの交番へお知らせください。

まずは疑ってみること

【事例 特典提示】

「市内に老人ホームを建設予定だが、あなたの名前がリストに載っている。老人ホームの社債を購入すれば、将来優先的にホームへ入所できる」という電話があった。

被害に遭わないために

特典を提示する内容は、多くの場合、虚偽といえます。相手の話を

うのみにせず、不要であれば直ちに断り、必要と思っても即答せず、事実を確認してから対処しましょう。

【事例 代理購入】

実在の大手証券会社を名乗り「某携帯電話会社の株が当選した。キャンセルしたい場合は連絡してほしい」という電話があった。迷惑なので断ると「では当社で購入したいので名前を貸してほしい」と言われ、了承してしまった。

被害に遭わないために

このケースでは、この後購入代金の請求につながる可能性があるため、引き続き注意が必要です。また、大手企業が社債などの勧誘を個人的に行うことはありません。



流出した情報は取り戻せません

【事例 個人情報削除】

「あなたの名前が名簿に載っている。個人情報削除されたければ届いた社債の証券を返送してほしい」という電話があった。

被害に遭わないために

このケースも安易に信用すると、社債を購入したことになったり、手数料を要求されたりします。このほか「生活保護センター」などの偽公

共機関を称し、代理人を立てるなどと言ってお金をだまし取る手口も全国的に増えています。いったん流出した個人情報削除することは難しく、別の業者から次々と勧誘が来るので注意しましょう。

このように、複数の人物が事実を巧妙に装う「劇場型」投資勧誘詐欺の手口は多様化しています。悪質業者は保証金などと称し、言葉巧みにお金の支払いを要求してくるのです。

あなたにも不意にこのような勧誘が来るかもしれません。普段から対処方法を考えておきましょう。

なお、一度断つた後の再勧誘や脅迫行為は、法律で禁止されています。困ったときや不安な場合は、市消費生活センターへご相談ください。

バス前後の道路横断は危険!

コミュニティバスの利用者が、停留所でバスが停車している間に、バスの前方で道路を横断しようとして、後続の車両にはねられるという事故が発生しました。

バスの前後は、周囲の車と違って見通しが悪いので、バスを降りてから慌てて道路を横断することは絶対にやめましょう。

ドライパーも、停車中の路線バスやスクールバスを追い越すときは十分に注意しましょう。

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時(祝日・プラザおおるり休館日を除く)
ところ／市民相談係(プラザおおるり1階)

登録方法/電話または直接、市民相談係まで(品物の色、形式などもお伝えください)
①譲ります

▽折りたたみベッド、たんす、冷蔵庫、ラジオ、照明器具、布団乾燥機、加湿器、制服、ベビー用品、ジュニアシート、健康器具、電子オルガン、ギター、ポータブルトイレ、じゅうたん、犬小屋、中国語辞典類、一輪車、自転車用補助いす

②譲ってください

▽ソファ、本棚、スチール机、テレビ台、マルチレコードプレーヤー、電子レンジ、制服、チャイルドシート、キーボード、琴、レッグマシーン、ミンシン、平ぐわ、陶芸の道具、車いす、自転車、キックボード
※9月25日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
 - 譲ってほしい人が運搬
- ☎ 市民安心課 市民相談係
36・7153